

平成22年 No.19

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程

制定理由

国立大学法人東京学芸大学としての組織及び運営等に関し必要な事項を規定するため、所要の制定を行うものである。

承認経過

平成22年 3 月 16 日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程を次のように制定する。

平成22年 3 月17日

国立大学法人東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成22年規程第13号

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程

目次

第1章 総則（第1条－第4条）

第2章 法人の組織

第1節 役員（第5条）

第2節 役員会、学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会（第6条－第9条）

第3節 職員（第10条）

第3章 大学

第1節 教育研究組織（第11条－第17条）

第2節 役職（第18条－第25条）

第3節 教授会等（第26条－第28条）

第4章 事務組織（第29条）

第5章 雑則（第30条・第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）に基づき設立された国立大学法人東京学芸大学（以下「本法人」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（法令との関係）

第2条 この規程に定めのない事項については、法人法その他関係法令の定めるところによる。

（位置）

第3条 本法人の業務等は、第4条については主として第1号に、第16条については第1号から第6号までに定める位置にある地区において行う。

(1) 小金井地区 東京都小金井市貫井北町4丁目1番1号

(2) 世田谷（深沢）地区 東京都世田谷区深沢4丁目10番1号
東京都世田谷区深沢4丁目3番1号

(3) 世田谷（下馬）地区 東京都世田谷区下馬4丁目1番5号

(4) 竹早地区 東京都文京区小石川4丁目2番1号

(5) 大泉地区 東京都練馬区東大泉5丁目22番1号

(6) 東久留米地区 東京都東久留米市氷川台1丁目6番1号

（設置）

第4条 本法人は、法人法第4条第2項の規定に基づき東京学芸大学（以下「本学」という。）を設置し、法人法第22条第1項各号に掲げる業務を行う。

第2章 法人の組織

第1節 役員

(役員)

第5条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事 4人以内
- (3) 監事 2人

2 役員に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 役員会、学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会

(役員会)

第6条 本法人に、学長及び理事で組織する役員会を置く。

2 役員会に関し必要な事項は、別に定める。

(学長選考会議)

第7条 本法人に、学長候補者の選考等を行う機関として、学長選考会議を置く。

2 学長選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(経営協議会)

第8条 本法人に、経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究評議会)

第9条 本法人に、教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 職員

(職員)

第10条 本法人に、教授、准教授、講師、助教、副校長（幼稚園にあつては、副園長）、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、技術職員及びその他必要な職員を置く。

2 職員の職務は、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び本法人が別に定めるところによる。

第3章 大学

第1節 教育研究組織

(学部)

第11条 本学に、教育学部を置く。

2 教育学部に、研究組織として次の学系を置く。

- (1) 総合教育科学系
- (2) 人文社会科学系
- (3) 自然科学系
- (4) 芸術・スポーツ科学系

3 教育学部に、教育組織として次の学群を置く。

- (1) 総合教育科学群
- (2) 人文社会科学群
- (3) 自然科学群
- (4) 芸術・スポーツ科学群

4 教育学部の組織及び運営については、別に定める。

5 教育学部の修業年限，教育課程，教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項は，東京学芸大学学則（平成 16 年学則第 2 号）に定める。

（特別専攻科）

第 12 条 本学に，特別支援教育特別専攻科を置く。

2 特別支援教育特別専攻科に関し必要な事項は，別に定める。

（大学院）

第 13 条 本学に，大学院を置く。

2 大学院に，教育学研究科及び連合学校教育学研究科を置く。

3 大学院の修業年限，教育課程その他の学生の修学上必要な事項は，東京学芸大学大学院学則（平成 16 年学則第 1 号）に定める。

（附属図書館）

第 14 条 本学に，附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は，別に定める。

（施設及びセンター）

第 15 条 本学に，次の施設及びセンターを置く。

- (1) 環境教育実践施設
- (2) 教育実践研究支援センター
- (3) 留学生センター
- (4) 国際教育センター
- (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター
- (6) 保健管理センター
- (7) 情報処理センター
- (8) 放射性同位元素総合実験施設
- (9) 有害廃棄物処理施設
- (10) 現職教員研修支援センター
- (11) 学生相談センター
- (12) 学生キャリア支援センター

2 前項第 4 号及び第 5 号のセンターは，学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 143 条の 2 第 1 項に定める施設とする。

3 第 1 項の施設及びセンターに関し必要な事項は，別に定める。

（附属学校）

第 16 条 本学に，法人法第 23 条及び国立大学法人法施行規則（平成 15 年文部科学省省令第 57 号）第 4 条の規定に基づき，次の附属学校を置く。

- (1) 附属幼稚園
- (2) 附属世田谷小学校
- (3) 附属小金井小学校
- (4) 附属大泉小学校
- (5) 附属竹早小学校
- (6) 附属世田谷中学校
- (7) 附属小金井中学校
- (8) 附属竹早中学校
- (9) 附属高等学校
- (10) 附属国際中等教育学校
- (11) 附属特別支援学校

2 附属学校に関し必要な事項は，別に定める。

（附属学校運営部）

第17条 本学に、附属学校運営部を置く。

2 附属学校運営部に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 役職

(副学長)

第18条 本学に、副学長を置く。

2 副学長は、学長が任命する理事又は職員をもって充てる。

3 副学長に関し必要な事項は、別に定める。

(学長補佐)

第19条 本学に、学長補佐を置く。

2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。

(学系長)

第20条 教育学部の各学系に、学系長を置く。

2 学系長は、教授をもって充てる。

(研究科長)

第21条 教育学研究科及び連合学校教育学研究科に、それぞれ研究科長を置く。

2 教育学研究科長は、学長をもって充て、連合学校教育学研究科長については、別に定める。

(附属図書館長)

第22条 附属図書館に館長を置く。

2 館長は、学長が任命する理事又は教授をもって充てる。

(施設及びセンターの長)

第23条 施設に施設長を置き、センターにセンター長（保健管理センターにあつては、所長。次項において同じ。）を置く。

2 施設長及びセンター長は、教授をもって充てる。

(校長及び園長)

第24条 附属学校に、校長（幼稚園にあつては、園長。次項において同じ。）を置く。

2 校長は、教授をもって充てる。

(附属学校運営参事)

第25条 附属学校運営部に、附属学校運営参事を置く。

2 附属学校運営参事に関し必要な事項は、別に定める。

第3節 教授会等

(教授会)

第26条 教育学部の各学系に、教授会を置く。

2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(部局長会)

第27条 本学に、本学の運営に関する事項を協議し、部局間の連絡調整を行うため、部局長会を置く。

2 部局長会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第28条 本学に、本学の教育研究等に関する事項を審議するため、各種の委員会その他必要な運営組織（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 事務組織

(事務組織)

第29条 本法人に、事務局を置く。

2 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

3 事務局の組織等に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 雑則

(規程の改廃)

第30条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。

(補則)

第31条 この規程に定めるもののほか、本法人及び本学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（案）について

制定理由：国立大学法人東京学芸大学としての組織及び運営等に関し必要な事項を規定するため、所要の制定を行うものである。

制 定（案）	（参考）法人法・学校教育法・学則
国立大学法人東京学芸大学組織運営規程（案） 目次 第1章 総則（第1条―第4条） 第2章 法人の組織 第1節 役員（第5条） 第2節 役員会、学長選考会議、経営協議会及び教育研究評議会（第6条―第9条） 第3節 職員（第10条） 第3章 大学 第1節 教育研究組織等（第11条―第17条） 第2節 役職（第18条―第25条） 第3節 教授会等（第26条―第28条） 第4章 事務組織（第29条） 第5章 雑則（第30条・第31条） 附則 第1章 総則 （目的） 第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）に基づき設立された国立大学法人東京学芸大学（以下「本法人」という。）の組織及び運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。 （法令との関係） 第2条 この規程に定めのない事項については、法人法その他関係法令の定めるところによる。 （位置） 第3条 本法人の業務等は、第4条については主として第1号に、第16条につい	【法人法】 （国立大学法人の名称等） 第四条 各国立大学法人の名称及びその主たる事務所の所在地は、それぞれ別表

ては第1号から第6号までに定める位置にある地区において行う。

- (1) 小金井地区 東京都小金井市貫井北町4丁目1番1号
- (2) 世田谷（深沢）地区 東京都世田谷区深沢4丁目10番1号
東京都世田谷区深沢4丁目3番1号
- (3) 世田谷（下馬）地区 東京都世田谷区下馬4丁目1番5号
- (4) 竹早地区 東京都文京区小石川4丁目2番1号
- (5) 大泉地区 東京都練馬区東大泉5丁目22番1号
- (6) 東久留米地区 東京都東久留米市氷川台1丁目6番1号
(設置)

第4条 本法人は、法人法第4条第2項の規定に基づき東京学芸大学（以下「本学」という。）を設置し、法人法第22条第1項各号に掲げる業務を行う。

第2章 法人の組織

第1節 役員

(役員)

第5条 本法人に、次の役員を置く。

- (1) 学長
- (2) 理事 4人以内
- (3) 監事 2人

2 役員に関し必要な事項は、別に定める。

第1の第1欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

2 別表第1の第1欄に掲げる国立大学法人は、それぞれ同表の第2欄に掲げる国立大学を設置するものとする。

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業務を行う。

- 一 国立大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 六 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

【法人法】

(役員)

第十条 各国立大学法人に、役員として、その長である学長及び監事二人を置く。

2 各国立大学法人に、役員として、それぞれ別表第一の第四欄に定める員数以内の理事を置く。

別表第一 (第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条関係)

第2節 役員会，学長選考会議，経営協議会及び教育研究評議会（役員会） 第6条 本法人に，学長及び理事で組織する役員会を置く。 2 役員会に関し必要な事項は，別に定める。 （学長選考会議） 第7条 本法人に，学長候補者の選考等を行う機関として，学長選考会議を置く。 2 学長選考会議に関し必要な事項は，別に定める。 （経営協議会） 第8条 本法人に，経営に関する重要事項を審議する機関として，経営協議会を置く。 2 経営協議会に関し必要な事項は，別に定める。 （教育研究評議会） 第9条 本法人に，教育研究に関する重要事項を審議する機関として，教育研究評議会を置く。 2 教育研究評議会に関し必要な事項は，別に定める。 第3節 職員（職員） 第10条 本法人に，教授，准教授，講師，助教，副校長（幼稚園にあつては，副園長），主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，事務職員，技術職員及びその他必要な職員を置く。 2 職員の職務は，学校教育法（昭和22年法律第26号）及び本法人が別に定めるところによる。	<table><tr><td>国立大学法人の名称</td><td>国立大学の名称</td><td>主たる事務所の所在地</td><td>理事の員数</td></tr><tr><td>国立大学法人東京学芸大学</td><td>東京学芸大学</td><td>東京都</td><td>四</td></tr></table> 【法人法】 （役員の職務及び権限） 第十一条 〔省略〕 2 学長は，次の事項について決定しようとするときは，学長及び理事で構成する会議（第5号において「役員会」という。）の議を経なければならない。 一～五 〔省略〕 3～5 〔省略〕 （役員の任命） 第十二条 学長の任命は，国立大学法人の申出に基づいて，文部科学大臣が行う。 2 前項の申し出は，第1号に掲げる委員及び第2号に掲げる委員各同数をもって構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。 一～五 〔省略〕 3～8 〔省略〕 （経営協議会） 第二十条 国立大学法人に，国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として，経営協議会を置く。 2～6 〔省略〕 （教育研究評議会） 第二十一条 国立大学法人に，国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として，教育研究評議会を置く。 2～5 〔省略〕 【学則】 （職員） 第13条 本学に副学長，教授，准教授，講師，助教，副校長（幼稚園にあつては副園長），主幹教諭，教諭，養護教諭，栄養教諭，事務職員及びその他の職員を置く。	国立大学法人の名称	国立大学の名称	主たる事務所の所在地	理事の員数	国立大学法人東京学芸大学	東京学芸大学	東京都	四
国立大学法人の名称	国立大学の名称	主たる事務所の所在地	理事の員数						
国立大学法人東京学芸大学	東京学芸大学	東京都	四						

第3章 大学

第1節 教育研究組織

(学部)

第11条 本学に、教育学部を置く。

2 教育学部に、研究組織として次の学系を置く。

- (1) 総合教育科学系
- (2) 人文社会科学系
- (3) 自然科学系
- (4) 芸術・スポーツ科学系

3 教育学部に、教育組織として次の学群を置く。

- (1) 総合教育科学群
- (2) 人文社会科学群
- (3) 自然科学群
- (4) 芸術・スポーツ科学群

4 教育学部の組織及び運営については、別に定める。

5 教育学部の修業年限、教育課程、教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項は、東京学芸大学学則（平成16年学則第2号）に定める。

(特別専攻科)

第12条 本学に、特別支援教育特別専攻科を置く。

2 特別支援教育特別専攻科に関し必要な事項は、別に定める。

(大学院)

第13条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に、教育学研究科及び連合学校教育学研究科を置く。

3 大学院の修業年限、教育課程その他の学生の修学上必要な事項は、東京学芸

【学則】

(学部及び学系)

第4条 本学に教育学部を置く。

2 教育学部に次の学系を置く。

- (1) 総合教育科学系
- (2) 人文社会科学系
- (3) 自然科学系
- (4) 芸術・スポーツ科学系

3 教育学部及び学系の組織並びに運営に関する規程は、別に定める。

【教育学部運営規程】

(組織)

第2条 教育学部に、研究組織として次の学系を置き、別表第1に規定する講座・分野により組織する。

- (1) 総合教育科学系
- (2) 人文社会科学系
- (3) 自然科学系
- (4) 芸術・スポーツ科学系

第3条 教育学部に、教育組織として次の群を置き、別表第2に規定する教室により組織する。

- (1) 総合教育科学群
- (2) 人文社会科学群
- (3) 自然科学群
- (4) 芸術・スポーツ科学群

【学則】

(特別支援教育特別専攻科)

第5条 本学に特別支援教育特別専攻科を置く。

2 特別支援教育特別専攻科に関する規程は、別に定める。

(大学院)

第6条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する学則及び規程は、別に定める。

大学大学院学則（平成 16 年学則第 1 号）に定める。 （附属図書館） 第 14 条 本学に、附属図書館を置く。 2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。 （施設及びセンター） 第 15 条 本学に、次の施設及びセンターを置く。 (1) 環境教育実践施設 (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター (8) 放射性同位元素総合実験施設 (9) 有害廃棄物処理施設 (10) 現職教員研修支援センター (11) 学生相談センター (12) 学生キャリア支援センター 2 前項第 4 号及び第 5 号のセンターは、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 143 条の 2 第 1 項に定める施設とする。 3 第 1 項の施設及びセンターに関し必要な事項は、別に定める。 （附属学校） 第 16 条 本学に、法人法第 23 条及び国立大学法人法施行規則（平成 15 年文部科学省令第 57 号）第 4 条の規定に基づき、次の附属学校を置く。 (1) 附属幼稚園 (2) 附属世田谷小学校	（附属図書館） 第 8 条 本学に附属図書館を置く。 2 附属図書館に関する規程は、別に定める。 （施設及びセンター） 第 9 条 本学に次の施設及びセンターを置く。 (1) 環境教育実践施設 (2) 教育実践研究支援センター (3) 留学生センター (4) 国際教育センター (5) 教員養成カリキュラム開発研究センター (6) 保健管理センター (7) 情報処理センター (8) 放射性同位元素総合実験施設 (9) 有害廃棄物処理施設 (10) 現職教員研修支援センター (11) 学生相談センター (12) 学生キャリア支援センター 2 施設及びセンターに関する規程は、別に定める。 【学校教育法施行規則】 第 143 条の 2 大学には、学校教育法第 96 条の規定により大学に附置される研究施設として、大学の教員その他の者で当該研究施設の目的たる研究と同一の分野の研究に従事する者に利用させるものを置くことができる。 2 〔省略〕 【学則】 （附属学校） 第 11 条 本学に次の附属学校を置く。 (1) 附属幼稚園 (2) 附属世田谷小学校 (3) 附属小金井小学校
---	--

(3) 附属小金井小学校 (4) 附属大泉小学校 (5) 附属竹早小学校 (6) 附属世田谷中学校 (7) 附属小金井中学校 (8) 附属竹早中学校 (9) 附属高等学校 (10) 附属国際中等教育学校 (11) 附属特別支援学校 2 附属学校に関し必要な事項は、別に定める。 (附属学校運営部) 第17条 本学に、附属学校運営部を置く。 2 附属学校運営部に関し必要な事項は、別に定める。 第2節 役職 (副学長) 第18条 本学に、副学長を置く。 2 副学長は、学長が任命する理事又は職員をもって充てる。 3 副学長に関し必要な事項は、別に定める。 (学長補佐) 第19条 本学に、学長補佐を置く。 2 学長補佐に関し必要な事項は、別に定める。 (学系長) 第20条 教育学部の各学系に、学系長を置く。 2 学系長は、教授をもって充てる。 (研究科長) 第21条 教育学研究科及び連合学校教育学研究科に、それぞれ研究科長を置く。 2 教育学研究科長は、学長をもって充て、連合学校教育学研究科長については、別に定める。	(4) 附属大泉小学校 (5) 附属竹早小学校 (6) 附属世田谷中学校 (7) 附属小金井中学校 (8) 附属竹早中学校 (9) 附属高等学校 (10) 附属国際中等教育学校 (11) 附属特別支援学校 2 附属学校に関する規程は、別に定める。 (附属学校運営部) 第10条 本学に附属学校運営部を置く。 2 附属学校運営部に関する規程は、別に定める。 (副学長) 第14条 副学長は、学長が任命する理事又は職員をもって充てる。 2 副学長に関する規程は、別に定める。 (学系長) 第16条 教育学部の各学系に学系長を置く。 2 学系長は、教授をもって充てる。 【大学院学則】 (研究科長) 第7条 各研究科に、研究科長を置く。 2 教育学研究科長は、学長をもって充て、連合学校教育学研究科長については、別に定める。
---	---

(附属図書館長) 第22条 附属図書館に館長を置く。 2 館長は、学長が任命する理事又は教授をもって充てる。 (施設及びセンターの長) 第23条 施設に施設長を置き、センターにセンター長（保健管理センターにあつては、所長。次項において同じ。）を置く。 2 施設長及びセンター長は、教授をもって充てる。 (校長及び園長) 第24条 附属学校に、校長（幼稚園にあつては、園長。次項において同じ。）を置く。 2 校長は、教授をもって充てる。 (附属学校運営参事) 第25条 附属学校運営部に、附属学校運営参事を置く。 2 附属学校運営参事に関し必要な事項は、別に定める。 第3節 教授会等 (教授会) 第26条 教育学部の各学系に、教授会を置く。 2 教授会に関し必要な事項は、別に定める。 (部局長会) 第27条 本学に、本学の運営に関する事項を協議し、部局間の連絡調整を行うため、部局長会を置く。 2 部局長会に関し必要な事項は、別に定める。 (委員会等) 第28条 本学に、本学の教育研究等に関する事項を審議するため、各種の委員会その他必要な運営組織（以下「委員会等」という。）を置くことができる。 2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。 第4章 事務組織 (事務組織) 第29条 本法人に、事務局を置く。	【学則】 (附属図書館長) 第17条 附属図書館に館長を置く。 2 館長は、学長が任命する理事又は教授をもって充てる。 (施設及びセンターの長) 第18条 施設に施設長を置き、センターにセンター長（保健管理センターにあつては、所長。次項において同じ。）を置く。 2 施設長及びセンター長は、教授をもって充てる。 (附属学校長) 第19条 附属学校に校長（幼稚園にあつては園長。次項において同じ。）を置く。 2 校長は、教授をもって充てる。 (教授会) 第21条 教育学部の各学系に教授会を置く。 2 教授会に関する規程は、別に定める。 (事務局) 第7条 本学に事務局を置く。
---	---

2 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。 3 事務局の組織等に関し必要な事項は、別に定める。 第5章 雑則 (規程の改廃) 第30条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が定める。 (補則) 第31条 この規程に定めるもののほか、本法人及び本学に関し必要な事項は、別に定める。 附 則 この規程は、平成22年4月1日から施行する。	2 事務局及び事務組織に関する規程は、別に定める。 (事務局長) 第15条 事務局に事務局長を置く。 2 事務局長は、事務職員をもって充てる。
---	---